

## 4 知的財産権訴訟の長期化要因

### 4. 1 はじめに

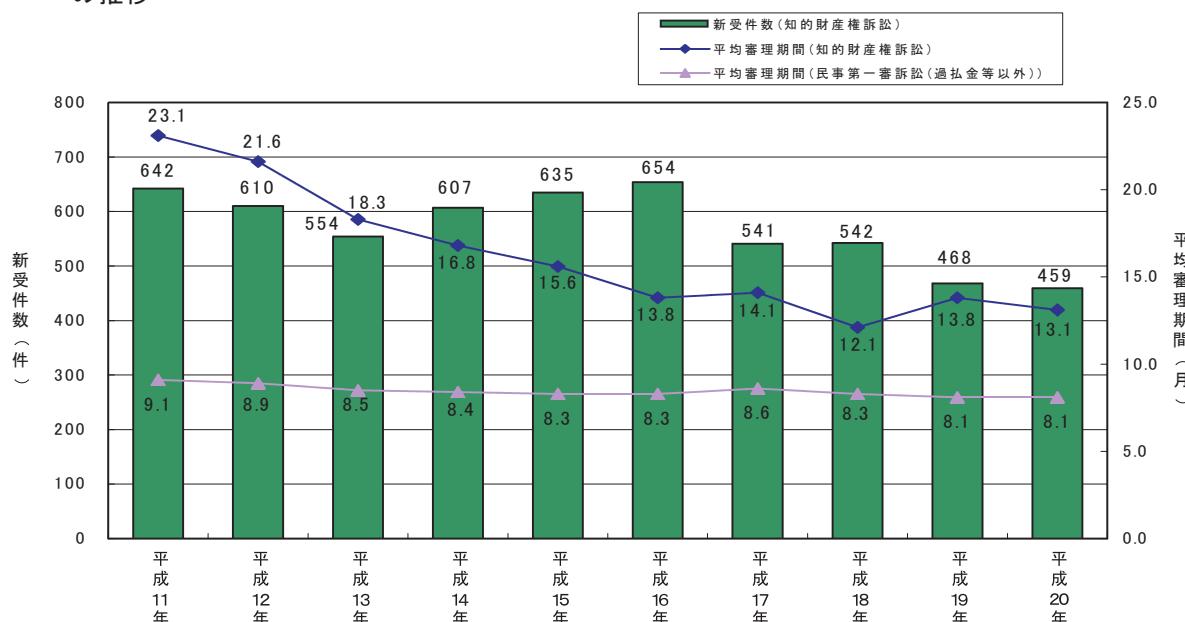
知的財産権訴訟には、種々のものがあるが、大きく分けて、技術的事項が問題となることが多い類型の事件（特許権、実用新案権、回路配置利用権又はプログラム著作権に関する訴え。以下「技術系の事件」という。）とこれがほとんど問題とならない類型の事件（意匠権、商標権、プログラム著作権を除く著作者の権利、出版権、著作隣接権若しくは育成者権に関する訴え又は不正競争による営業上の利益の侵害に係る訴え。以下「非技術系の事件」という。）とに分類される。

以下、地方裁判所における第一審の知的財産権訴訟について、適宜、民事第一審訴訟事件と比較しながら、審理期間が長期化する要因について検討する。

### 4. 2 審理期間の動向等

知的財産権訴訟の既済事件平均審理期間は、平成19年を除き、平成11年（23.1月）から一貫して短縮傾向にあり、平成20年には平成11年の56.7%（13.1月）となっている（【図1】）。しかし、民事第一審訴訟（過払金等以外）の平成20年既済事件の平均審理期間は8.1月であり（【図1】），知的財産権訴訟の平均審理期間は、これと比べて約1.6倍もの長期に及んでいる。

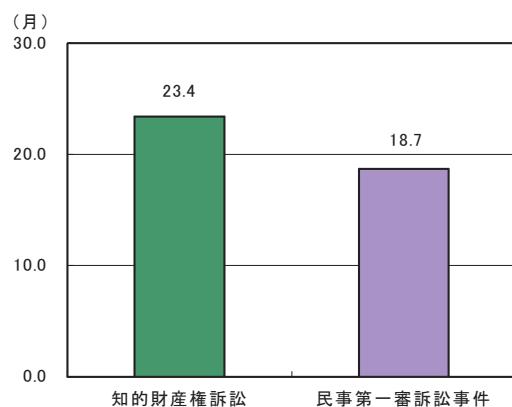
【図1】新受件数(知的財産権訴訟)と平均審理期間(知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟(過払金等以外))の推移



※ 知的財産権訴訟に関する平成16年までの数値は、各庁からの報告に基づくものであり、概数である。

人証調べを実施した事件に限って平成20年既済事件の平均審理期間をみると、知的財産権訴訟では23.4月となっており、民事第一審訴訟事件の18.7月より4.7月長い（【図2】）。

【図2】人証調べ実施事件における平均審理期間  
(知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟事件)



### 4.3 知的財産権訴訟の長期化要因

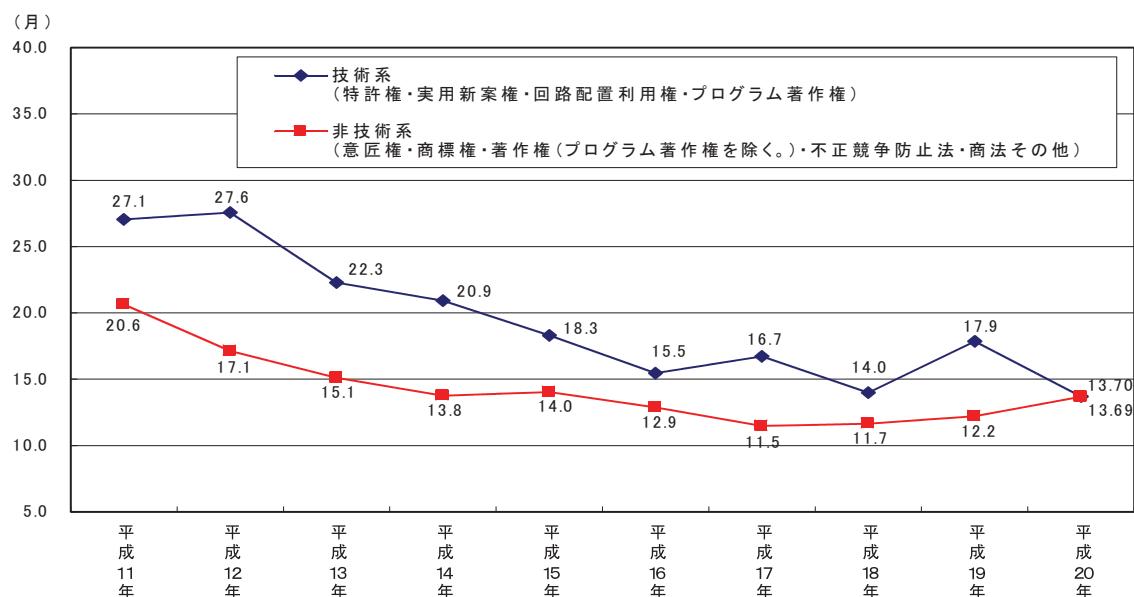
第2回報告書では、知的財産権訴訟の長期化要因として、①専門性、②争点多数、③証拠の偏在、④無効審判手続等が係属している場合を挙げた。

このうち、①専門性とは、争点が評価的ないし規範的な要素を含む場合が多く、検討に時間を要すること、特許権等に関する訴えでは技術に関する専門的知見が必要であり、こうした専門性に当事者が十分に対応できない場合等には、訴訟準備や争点整理に時間を要することである（第2回報告書194頁参照）。他方、②争点多数とは、例えば、特許権侵害訴訟（被告の製品が原告の特許権を侵害しているとして、被告の製品の製造販売の差止めや損害賠償を求める訴訟等）においては、ア被告の製品が原告の特許発明の技術的範囲に含まれているか否か、すなわち、原告が願書に添付した「特許請求の範囲」に記載された構成中に被告の製品と異なる部分が存するか否か、仮に異なる部分が存する場合であっても、被告の製品は特許請求の範囲に記載された構成と均等なものとして、原告の特許発明の技術的範囲に属するものであるか否か（均等論）や、イ当該特許が特許無効審判により無効とされるべきものと認められるか否か、すなわち、当該発明が既存の技術ではなく新しい知見であること（発明の新規性）や当該発明がその属する技術分野の通常の知識を有する技術者によって容易に発明することができるものでないこと（発明の進歩性）等の要件が欠けているか否かが争われることが多いということである（第2回報告書194頁から195頁参照）。これらは、技術に関連する争点であると同時に、均等論や新規性、進歩性といった評価的ないし規範的な要件に関わる争点であって、いずれも上記①専門性の内容と重複する面がある。したがって、第2回報告書で挙げた長期化要因である①専門性と②争点多数は、下記のとおり、(1)特許権侵害訴訟等では技術に関する専門的知見が必要となること、及び(2)争点が評価的ないし規範的要件に関するものであることと構成する方がより適切であるものと思われる。そこで、本報告書では、長期化要因としての専門性と争点多数を、前記(1)と(2)に整理し直して検討することとする。

### 4. 3. 1 特許権侵害訴訟等では 技術に関する専門的知見が必要となること

特許権侵害訴訟等では技術に関する専門的知見が必要となるため、審理に時間を要すると考えられる。そこで、知的財産権訴訟を技術系の事件と非技術系の事件とに分け、平均審理期間の動向をみると、平成11年から平成20年までのいずれの年も、技術系の事件の方が、非技術系の事件よりも平均審理期間が長い（【図3】）。このように、技術系の事件の方が非技術系の事件よりも平均審理期間が長いのは、技術系の事件では、技術に関する高度な専門的知見が必要であり、審理に時間を要するためであると考えられる。

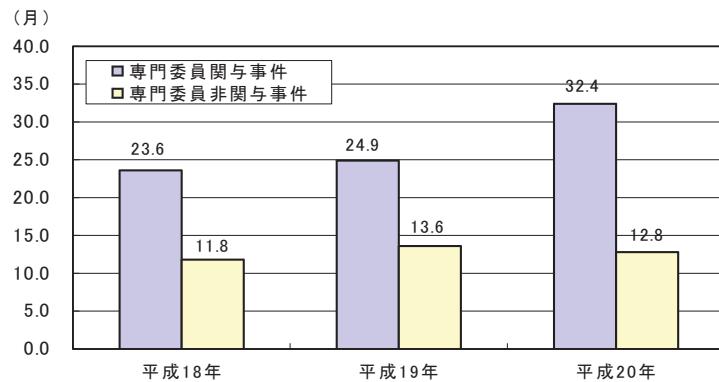
【図3】技術系・非技術系別の平均審理期間の推移(知的財産権訴訟)



※ 図の数値は、各府からの報告に基づくものであり、概数である。

なお、専門委員の関与の有無別の平均審理期間をみても、専門委員の関与する事件の方が平均審理期間が顕著に長くなっている（【図4】）。これは、知的財産権訴訟のうち、専門委員が関与するような、より専門性の高い事件の方が長期化していることを示しているように思われるが、この点は、サンプル数が必ずしも多くないこともあります、更に事例の集積を待つ必要がある。

【図4】専門委員の関与の有無別の平均審理期間  
(知的財産権訴訟)



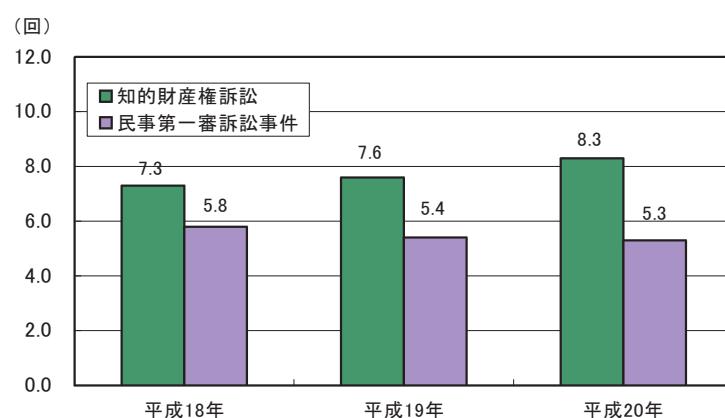
#### 4. 3. 2 争点が評価的ないし規範的要件に関するものであること

前記の均等論並びに発明の新規性及び進歩性等の要件は、いわゆる評価的ないし規範的要件である。そして、現在、東京地方裁判所にある知的財産権専門部の一つである民事29部に係属中の特許権侵害訴訟の約8割で特許が無効か否かが争われていると指摘されるなど<sup>\*1</sup>、特許権侵害訴訟の多くでこれらの点が争点になっているといわれている。また、非技術系の事件である商標権侵害訴訟でも、被告の商品や役務（サービス）が原告の登録商標の指定商品又は指定役務と同一又は類似であるか否か、原告商標と被告の標章とが同一又は類似であるか否か等、争点が評価的ないし規範的要件に関するものであることが多い。

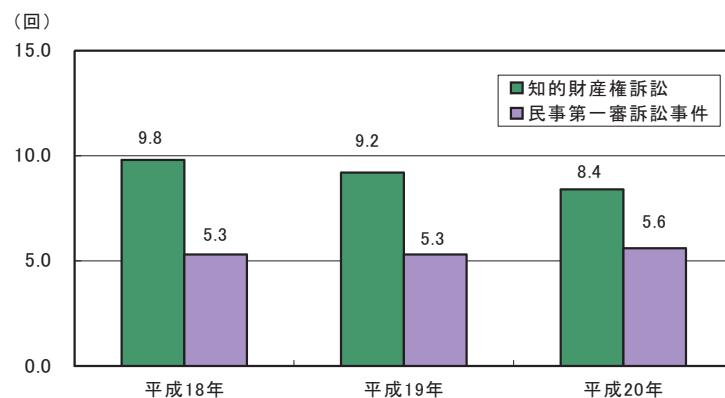
評価的ないし規範的要件が争点となる場合には、当事者も、その評価を根拠付ける事実や評価を妨げる事実を多く主張するなどし、また、そのための準備及び検討にも時間を要すると考えられるので、おのずと争点整理期日の回数も多く、また、争点整理期間も長くなると考えられる。そこで、争点整理を実施した事件における争点整理期日の平均回数をみると、サンプル数が必ずしも多くはないものの、知的財産権訴訟の方が、民事第一審訴訟事件よりも争点整理期日の平均回数が多い（【図5】）。

人証調べを実施した事件における争点整理期日回数を比較してみても、同様に、知財関係訴訟の方が多い（【図6】）。

【図5】 争点整理実施事件における平均争点整理期日回数  
(知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟事件)



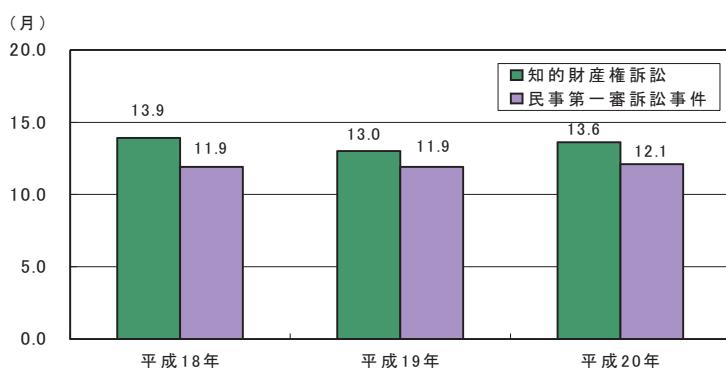
【図6】 人証調べを実施した事件における平均争点整理期日回数  
(知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟事件)



\*1 清水節「無効の抗弁」飯村敏明他編著『知的財産関係訴訟』139頁（青林書院、平成20年）参照

また、争点整理を実施して人証調べを実施した事件における平均争点整理期間をみても、知的財産権訴訟の方が、民事第一審訴訟事件よりも、期間が長い（【図7】）。このように、知的財産権訴訟の方が、民事訴訟よりも、争点整理期日の回数は多く、争点整理期間は長くなっている、これが平均審理期間の長期化に影響しているものと考えられる。

【図7】争点整理を実施し、人証調べを実施した事件における平均争点整理期間  
(知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟事件)



#### (コラム) 専門部について

以上みたように、特許権侵害訴訟等では専門的知見が必要となることや、知的財産権訴訟は、争点が評価的ないし規範的要件に関するものであることが多いことから、これらを適正迅速に処理するためには、知的財産権訴訟の処理に必要な法理や技術等に関する専門的知見を集約し、専門的な処理体制をもって臨むことが必要かつ有益であると考えられる。この点、東京地裁及び大阪地裁には知的財産権訴訟を専門的に取り扱う専門部が置かれ、かつ、裁判所調査官も配置されており、専門的な処理体制をもって知的財産権訴訟を処理してきているところであるが、平成15年の民事訴訟法改正により、平成16年4月1日以降、技術系の事件は東京地裁及び大阪地裁の専属管轄となり、非技術系の事件は通常の規定による管轄裁判所に加えて東京地裁や大阪地裁も競合的に管轄を有することとなったのは、前記のような考えによるものと思われる。そして、このような法改正もあいまって、平成9年以降、知的財産権訴訟の東京地裁・大阪地裁各管内への管轄の集中率がおおむね高まる一方、平均審理期間（全国）は、おおむね短縮している（資料編4-3【図1】）。また、東京地裁及び大阪地裁の平均審理期間の推移とそれ以外の地裁の平均審理期間の推移とを比べると、過去10年間における平均審理期間の短縮化の傾向は、東京地裁及び大阪地裁の方がその他の地裁よりも大きく、各年の平均審理期間をみても、東京地裁及び大阪地裁の方がおおむね短い（資料編4-3【図2】）。これらによると、知的財産権訴訟の専門部を有する東京・大阪各地裁への事件集中が、審理の迅速化に貢献していると認められ、換言すれば、知的財産権訴訟の適正迅速な処理のためには、専門的な処理体制が必要かつ有益であることが裏付けられたといえる。このことは、特許権侵害訴訟等では技術に関する専門的知見が必要となることや知的財産権訴訟では争点が評価的ないし規範的要件に関するものであることが多いことが知的財産権訴訟の長期化要因となっているとの前記分析とも符合するものといえよう。

#### 4. 3. 3 証拠の偏在

特許権侵害訴訟においては、原告が損害額を立証しなければならないが、被告の行為によって原告が被った損害を直接立証するのは困難であることが多い。

この点、平成10年改正前の特許法102条では、侵害行為により被告が得た利益が原告の被った損害と推定されていたため、原告は、被告の得た利益（被告の製品の販売個数に被告の単位数量当たりの利益額を乗じたもの）を立証しなければならなかつたが、被告の製品の販売個数や被告の利益率等に関する資料等は、被告が保有しているため、被告が任意にこれらの資料を提出しない場合には、その開示をめぐって当事者が争い、時間を要するという問題があつた。しかし、平成10年に特許法102条が改正され、改正後の同条が適用される平成11年1月1日以降、被告が得た利益ではなく、被告の製品の販売個数に原告の単位数量当たり

の利益額を乗じたものを原告の損害として請求することが認められたため、被告の利益率を争点とせずに原告が損害を立証することが可能となり、証拠の偏在の問題が一部解消した。

この点、平均審理期間をみると、改正特許法102条の施行の翌年である平成12年の平均審理期間は21.6月であり、前年より1.5月（割合にして6.5%）短縮しており（【表8】），証拠の偏在が侵害訴訟の長期化要因の一つであったことを示唆するものといえる。

しかしながら、なお原告は、被告の製品の販売個数を立証しなければならないところ、これは被告が保有する情報であるから、証拠の偏在の問題が完全に解消されたわけではない。

【表8】新受件数、平均審理期間及び審理期間対前年比の推移  
(知的財産権訴訟)

年次	新受件数	平均審理期間	審理期間 対前年比 (%)	特記事項
平成9年	563	25.0	-	
平成10年	559	25.7	+2.8	東京地裁増部
平成11年	642	23.1	-10.1	損害推定規定改正・ 東京地裁増部
平成12年	610	21.6	-6.5	キルビー判決
平成13年	554	18.3	-15.3	
平成14年	607	16.8	-8.2	
平成15年	635	15.6	-7.1	大阪地裁増部
平成16年	654	13.8	-11.5	管轄集中等法改正・ 東京地裁増部
平成17年	541	14.1	+2.2	特許法改正(104条の3)
平成18年	542	12.1	-14.2	
平成19年	468	13.8	+14.0	
平成20年	459	13.1	-5.1	

※ 平成16年までの数値は、各庁からの報告に基づくものであり、概数である。

### 4. 3. 4 無効審判手続等の係属

また、特許権侵害訴訟と並行して特許無効審判手続や訂正（審判）手続が行われている場合等には、審判手続の進行をみながら訴訟の進行を図る必要があるため、訴訟の審理に時間を要することになる。

この点、大判明治37年9月15日刑録10輯1679頁以来、裁判所は、特許権侵害訴訟において特許の有効性を判断することはできないとされていた。このため、特許権侵害訴訟と並行して特許無効審判手続等が行われている場合には、裁判所は、訴訟手続を中止するなどし、審判の帰すうを見極めた上で訴訟手続の進行を図る必要があった。したがって、特許無効審判手続等が行われている場合には、特許権侵害訴訟の審理は長期化する傾向があった。

しかし、最判平成12年4月11日民集54巻4号1368頁（いわゆるキルビー判決）は、特許に無効理由が存在することが明らかであるときは、その特許権に基づく差止め、損害賠償等の請求は、特段の事情がない限り、権利の濫用に当たり許されないと判示して、従来の判例を変更した。この結果、裁判所は、特許権侵害訴訟において、特許に無効理由が存在することが明らかであるか否かについて審理し、無効理由が存在することが明らかであると判断すれば、無効審判手続の帰すうを見極めることなく請求棄却判決ができるようになった。さらに、平成16年の特許法改正により、キルビー判決の法理を発展的に明文化した特許法104条の3が新設され、平成17年4月1日から施行された。これは、上記の「無効理由が存在することが明らか」という要件に代えて、「当該特許が特許無効審判により無効とされるべきものと認められるとき」は、特許権侵害訴訟において、特許権者は、相手方に対しその権利行使することができないなどとしたものである。この結果、裁判所は、特許が無効であることが明らかな場合に限らず、特許が無効であるか否かを審理・判断できるようになった。なお、同条は、商標法（39条）や意匠法（41条）等でも準用されているため、商標権侵害訴訟や意匠権侵害訴訟等でも、裁判所は、商標や意匠等が無効であるか否かを審理・判断できるようになった。

このような判例変更や法改正と平均審理期間との関係についてみると、キルビー判決が出た翌年である平成13年の平均審理期間は18.3月であり、前年よりも3.3月（割合にして15.3%）短縮している。また、特許法104条の3の施行の翌年である平成18年の平均審理期間は12.1月であり、前年よりも2.0月（割合にして14.2%）短縮している（前掲【表8】参照）。このように、判例変更や法改正により無効審判の係属と侵害訴訟の審理との関係を整理したことによって、平均審理期間が大幅に短縮したと考えられ、逆にいえば、従前、無効審判の係属が侵害訴訟の長期化要因の一つであったということができると考えられる。

もっとも、無効審判請求に対して「特許請求の範囲」（クレーム）の訂正請求が出された場合に、無効審判の審決の確定まで訂正の可否が確定しないため、審判の帰すうを見極めることが相当と考えられる場合があるほか、被告が無効の抗弁を多数主張したり、原告が無効の抗弁に対抗してクレームの訂正の主張を繰り返し行ったりして、その審理、判断に時間を要する場合があり、このような場合には、審理期間が長期化することになる。

### 4. 4 まとめ

以上のとおり、知的財産権訴訟では、「特許権侵害訴訟等では技術に関する専門的知見が必要となること」、「争点が評価的ないし規範的要件に関するものであること」、「証拠の偏在」、及び「無効審判手続等の係属」が長期化要因といえる。

## 5 労働関係訴訟の長期化要因

### 5. 1 はじめに

労働関係訴訟とは、労働契約から派生する様々な紛争に関する民事訴訟をいい、解雇された労働者が解雇は無効であると主張して従業員としての地位の確認を求める「地位確認請求訴訟事件」、労働者が、使用者が賃金（時間外手当を含む。）を支払わないと主張して、使用者に対し、これらの支払を求める「賃金等請求訴訟事件」のほか、従業員が上司からセクシュアル・ハラスメントを受けたと主張して、会社に対し損害賠償の支払を求める訴訟事件等もこれに含まれる。このうち、地方裁判所における第一審の労働関係訴訟について、適宜、民事第一審訴訟事件と比較したり、平成20年12月に東京地裁、大阪地裁の労働事件専門部の裁判官に対して行ったヒアリング（以下「労働事件専門部ヒアリング」という。）の結果を盛り込んだりしながら、以下、審理期間が長期化する要因について検討する。

### 5. 2 新受件数・審理期間の動向等

労働関係訴訟の新受件数は、平成11年の1802件から、平成20年の2493件まで、平成17年及び平成18年を除き、一貫して増加しているのに対し、平均審理期間は、平成11年の14.5月から平成20年の12.3月に短縮している（【図1】）。しかし、民事第一審訴訟（過払金等以外）の平成20年既済事件の平均審理期間は8.1月であり（【図1】），労働関係訴訟の平均審理期間は、これと比べて約1.5倍もの長期に及んでいる。

ただし、人証調べを実施した事件に限ってみると、労働関係訴訟の平成20年既済事件の平均審理期間は18.8月となっており、民事第一審訴訟事件の平均とほぼ同じである。

【図1】新受件数(労働関係訴訟)と平均審理期間(労働関係訴訟及び民事第一審訴訟(過払金等以外))の推移



※ 労働関係訴訟に関する平成16年までの数値は、各庁からの報告に基づくものであり、概数である。

## (コラム) 労働審判事件について

平成18年4月から実施されている労働審判事件の新受件数は、制度導入以降、増加の一途をたどり、平成20年には2000件を超えるまでに至っている。また、平成20年における労働関係訴訟、労働仮処分、労働審判の合計件数は5006件と、平成11年当時の労働関係訴訟と労働仮処分との合計件数である2650件の2倍近くに達している（資料編4-5【図1】）。これは、国民の権利意識の高揚や昨今の経済状況等も相まって、労働紛争自体が増加していることに加え、労働審判制度の導入により、これまで裁判所に持ち込まれなかった労働紛争が裁判所に持ち込まれるようになった結果（いわゆる掘り起こし効果）ではないかと推測されるところである。

労働審判事件の新受件数（合計4423件）を事件種別ごとにみると、地位確認請求事件が全体の48.8%（2159件）、賃金等請求事件が全体の30.0%（1327件）となっており、この両者で全体の約8割を占めている（平成18年4月から平成20年12月末までの統計数値。以下このコラムにおいて同じ。資料編4-5【図2】）。

労働審判事件では、既済事件（合計3967件）のうち69.3%（2751件）が調停成立により、19.2%（760件）が労働審判により、それぞれ終局しており、労働審判で終局した事件のうち、異議申立てがあり訴訟に移行したものは64.3%（489件）である。換言すれば、調停が成立したもの及び労働審判で異議申立てなく確定したもののが全体の76.2%（3022件）に及んでおり、さらに、取下げて終局したもの（全体の7.9%（312件））の中にも労働審判手続外における当事者間の合意等により満足的に解決したものがあると思われることからすると、全体の約8割前後の事件が、労働審判手続を契機として解決しているといえる（資料編4-5【図3】）。

労働審判事件は、労働審判法15条2項により、原則として3回以内の期日で審理を終結するとされており、実際にも、既済事件全体のうち97.3%（3859件）が3回以内の期日で手続を終了している（資料編4-5【図4】）。審理期間をみても、全体の71.8%（2847件）が申立てから3か月以内に終局しており、平均審理期間は75.2日である（資料編4-5【図5】）。

このように、労働審判手続が高い紛争解決機能を有し、かつ、極めて迅速に処理されていることが、労働審判事件の急増に結びついているものと考えられる。

なお、申立て人に代理人が付いていない事件（本人申立て事件）は全体の15.2%（602件）であり、84.8%（3365件）の事件では代理人が選任されている（資料編4-5【図6】）。

## 5.3 労働関係訴訟の長期化要因

第2回報告書では、労働関係訴訟の長期化要因として、①争点多数、②原告多数、③証拠の偏在、不足、④裁判に対する考え方、⑤和解に対する考え方及び⑥当事者間の対立を挙げた。

このうち、①争点多数とは、ア解雇権濫用の有無等、規範的要件の有無が争点となる場合が多いこと、イその場合、当該規範的要件に係る評価を根拠付ける事実やその評価の障害となる事実として、長期間にわたる多数の事実が主張されることが少なくないこと、ウこのような多数の事実については、一般的に客観的証拠が存在することが少ないと、このため、主張される事実の多くが争点となることである旨を述べた（第2回報告書198頁参照）。しかしながら、これらのうち、ウ客観的証拠が存在することが少ないと、主として立証面での問題であり、前記③証拠の偏在、不足とともに、立証の困難性を示すものである。そこで、本報告書では、前記ウ、すなわち長期間にわたる多数の事実を裏付ける客観的証拠の不存在及び③証拠の偏在、不足を含むものとして「立証の困難性」を長期化要因として検討することとする。また、①争点多数として挙げた前記ア及びイについても、その内容・性質にも着目すると、「争点に対する判断の質的・量的困難性」としてまとめた上、その質的な困難性と量的（数的）な困難性とに分類し、後記のとおり、規範的要

件の中には判断の困難なものが含まれることと、規範的要件に係る評価を根拠付ける主要事実ないしその評価の障害となる主要事実として長期間にわたる多数の具体的な事実が主張されることといった二つの要因に分けて個別に分析するのが適当であると考えられる。

さらに、④裁判に対する考え方とは、労働者である原告が、使用者である被告の行為の不当性を根拠付けるために、様々な観点から詳細な主張をし、これについて裁判所に審理・判断を求めようとする傾向が強いことである旨を述べた（第2回報告書198頁参照）。これは、原告にとっての裁判の目的が、当該事案の解決だけでなく、原告の名誉を回復することや、広く社会に対して使用者の行為の不当性を訴えることにもある場合があり、このような場合には、請求が認められるために必要な事実のみならず、背景事情にまで掘り下げて様々な観点から幅広く詳細に主張する傾向があるため、自ずと審理が長期化しがちであることを意味する。そして、このような考え方の背景には、労働者と使用者の対立の激しさがあると考えられること、当事者双方の事件の捉え方や紛争解決の方針等が根本的に異なるために訴訟における当事者間の対立がますます激化することから、本報告書では、前記④裁判に対する考え方と⑥当事者間の対立とを合わせて、「当事者間の対立」という長期化要因としてまとめて検討する。

なお、⑤和解に対する考え方については、労働事件専門部ヒアリングによれば、労働関係訴訟は和解に適する類型であるとの認識に基づき、ほとんどの事件で裁判所が和解を勧試している実情や、和解に向けた調整に民事第一審訴訟事件よりも時間を要することが多いと裁判所が認識していることが明らかになった。

しかしながら、このような事情は、労働関係訴訟以外の民事第一審訴訟事件にもあてはまり得るものであること、この中から労働関係訴訟に特有の事情を抽出できたとしても、この特有の事情が和解勧試開始から和解交渉終了までにかかる期間にどのような影響を与えていたかを統計的に分析するのは困難であること等から、前記⑤和解に対する考え方を労働関係訴訟の独立した長期化要因として挙げることは控えることとした。

### 5. 3. 1 争点に対する判断の質的・量的困難性

#### (1) 規範的要件の中には、判断の困難なものが含まれること

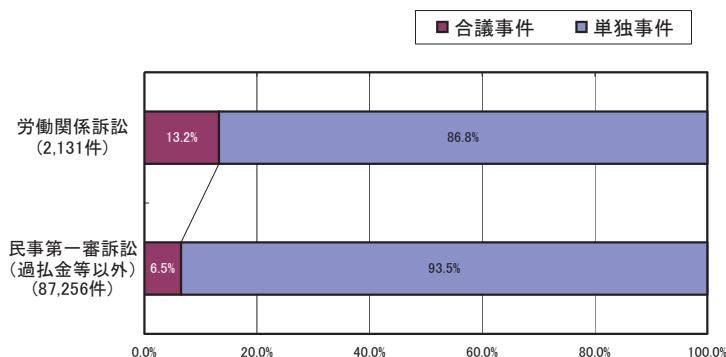
前記のとおり、労働関係訴訟においては、規範的要件の有無が争点となる場合が多い。例えば、整理解雇事件では、解雇の有効性を巡って、①人員削減の必要性、②解雇回避努力、③人選の合理性に加え、④手続の相当性等が争われることが多いが、①人員削減の必要性についてみても、会社のとった経営施策（企業の縮小、整備、合理化計画等）が企業の合理的運用上やむを得ない必要性があるか否かが問題となり、景気動向、企業の将来予測等の不確定な要素を含む経営政策上の問題についても検討を要する場合がある（労働事件専門部ヒアリング）。このように、労働関係訴訟では、必要性、合理性及び相当性といった評価を伴う判断の難しい規範的要件の該当性が争点となることが多い。

そして、このように評価を伴う判断の難しい要件であるため、判断の前提として、法令、判例、通達<sup>\*1</sup>

\*1 通達とは、各省大臣、各委員会及び各庁の長官が、その機関の所掌事務について、命令又は示達するため、所管の諸機関及び職員に対し、発するものであり（国家行政組織法14条2項），労働保護法規については、立法に従った統一的・効率的な監督・施行を行うために、中央行政官庁から現場行政官庁に対し多数の行政解釈が通達の形で発せられる（菅野和夫『労働法』81頁（弘文堂、第8版、平成20年））。通達で示された法令解釈の基準が裁判所を拘束するものではないが、労働行政実務の実情を理解する上で有益な資料であるため、労働関係訴訟において、参照されることが多い。しかしながら、参照される通達は、「労働基準法の施行に関する件」（昭和22年9月13日発基第17号）を始めとして、多種多様であり、それらの相互の関係及び全体像を的確に把握することには、しばしば困難を伴う。通達の具体例につき、厚生労働省法令等データベースシステムを参照。<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/html/tsuchi/contents.html>

等に関する豊富な専門的知識が必要であるとともに、昇格制度や賃金制度等の雇用の実態等に対する理解も必要となる<sup>\*2</sup>。例えば、就業規則の不利益変更の合理性を巡る事件の場合、問題となる労働条件に関する雇用の実態、判例の状況等を正確に理解しなければならない。また、時間外手当請求の事件で残業手当を算出する場合、残業手当の額は複雑に区分された条件に従つて決まるため、このような条件を正確に理解しなければ、残業手当の金額を正しく計算することはできない（労働事件専門部ヒアリング）。労働関係訴訟では、民事第一審訴訟（過払金等以外）と比べ、合議体で審理される事件（合議事件）の割合が高いが（【図2】），これは、当事者間の対立が激しいことのほか、このような専門的知識が必要とされることとも関係しているように思われる。

【図2】合議事件・単独事件別の事件割合  
(労働関係訴訟及び民事第一審訴訟(過払金等以外))

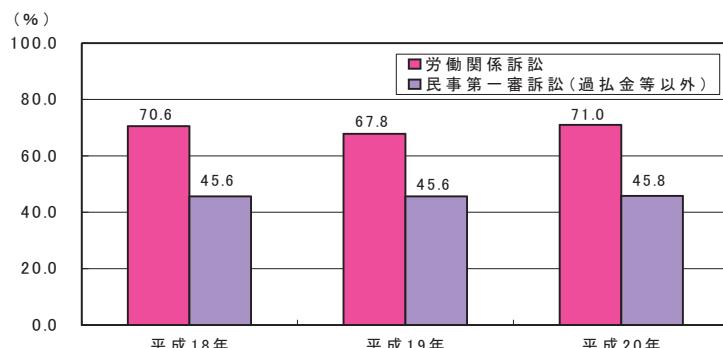


## (2) 規範的要件に係る評価を根拠付ける主要事実ないしその評価の障害となる主要事実として長期間にわたる多数の具体的な事実が主張されること

必要性、合理性、相当性等の規範的要件の該当性が争点となると、このような評価を根拠付ける事実やその評価の障害となる事実が多数主張される。特に、労働関係訴訟においては、原告と被告の間で一定期間雇用関係が継続しているのが通常であるため、原告の入社から被告による解雇、配転命令等の行為までの間に生じた様々な事実等、長期間にわたる多数の事実

が主張されることが多い。例えば、普通解雇が有効かどうかは、解雇権濫用法理（労働契約法16条）に従って判断されるため、解雇が社会通念上相当と認められるか否かが争点となる。しかし、解雇されてもやむを得ないような決定的な事情が労働者にない場合には、使用者は、勢い長期間にわたる多数の成績不良や必ずしも重大とはいえない非違行為をすべて主張し、それらを総合して解雇が相当であると主張することがある。これに対して、労働者も、個々の非違行為等を逐一争う結果、争点が多数となることがある。こうした事情は、配転命令、出向、賃金差別、昇格差別等の事件についてもほぼ共通する（労働事件専門

【図3】争点整理実施率  
(労働関係訴訟及び民事第一審訴訟(過払金等以外))



※ 図の数値は、欠席判決を除いた数値である。

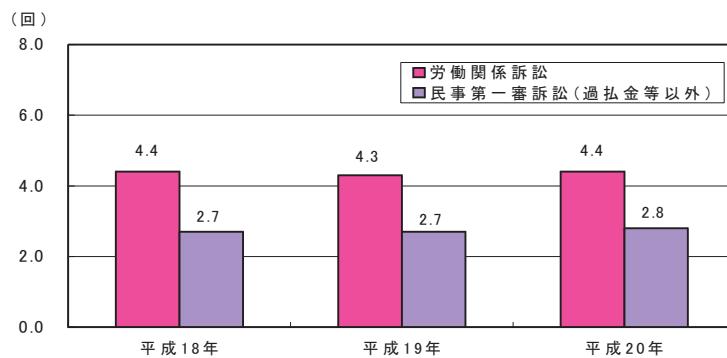
\*2 「司法制度改革審議会意見書—21世紀の日本を支える司法制度—」においても、「労働関係事件については、雇用・労使関係の制度や慣行等について、各職場、企業、あるいは各種産業の実情に基づき判断することが求められ、これを適正・迅速に処理するためには、…（中略）…そのような制度や慣行等についての専門的知見が必要となる。」とされている（Ⅱ第1・4 労働関係事件への総合的な対応強化）。

## V 民事訴訟事件に関する分析

部ヒアリング)。

このように、労働関係訴訟では、規範的要件に該当する主要事実として長期間にわたる多数の具体的事実が主張されることが多い、このような場合には、主張・反論のために時間を要する。このため、労働関係訴訟では、民事第一審訴訟（過払金等以外）と比べ、争点整理実施率は高く（【図3】）、争点整理期日回数も多くなっている（【図4】）。

【図4】 平均争点整理期日回数  
(労働関係訴訟及び民事第一審訴訟(過払金等以外))



※ 図の数値は、欠席判決を除いた数値である。

### (コラム) 専門部等について

以上のように、労働関係訴訟においては、法令、判例、通達等に関する豊富な知識等の専門的知識が必要となること等から、平成21年4月現在、東京地裁及び大阪地裁には専門部が、横浜地裁、千葉地裁、名古屋地裁、京都地裁、神戸地裁及び福岡地裁には集中部が、それぞれ設置されている（以下、専門部と集中部を合わせて、「専門部等」という。）。

裁判所では、これらの専門部等を中心に、労働関係訴訟の適正迅速な処理に向けて様々な取組を行ってきた。

例えば、東京地裁労働部では、労働関係訴訟協議会を開催して、裁判所、弁護士のそれぞれが適正迅速な審理に向けて努力するよう意識を高め、審理方法に関する認識を共通化するよう努めている。また、「労働事件審理ノート」（判例タイムズ社）を作成して、当事者に対し、訴訟類型ごとに当事者が主張すべき事実や典型的かつ早期に提出されるべき証拠等を提示するなどして、難解な労働関係訴訟の攻撃防御方法の構造や基本的書証についての情報を、代理人弁護士や当事者本人に提供するよう努めてきた。

このようなことから、労働関係訴訟の専門部等には専門的知識、審理方法等に関するノウハウが蓄積されているところ、専門部等のある地裁とそれ以外の地裁の平均審理期間を比較すると、平成11年から平成20年までの間、専門部等のある地裁の方が、その他の地裁よりも一貫して平均審理期間が短くなっている（資料編4-5【図7】），専門部等を設置した効果が、平均審理期間からも裏付けられる結果となっている。

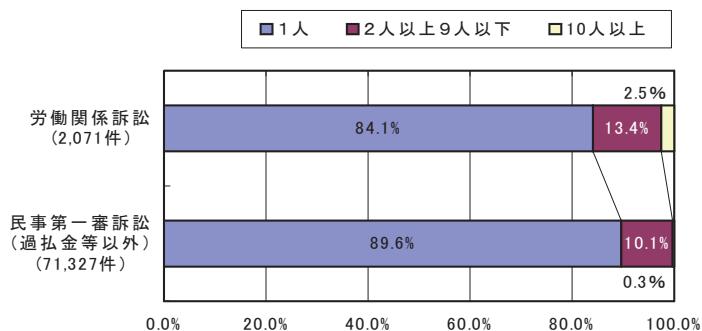
特に、専門部のある東京地裁本庁における平均審理期間の推移をみると、平成3年から平成20年までの間、平成10年を除き、一貫して全国平均より短期間となっている（資料編4-5【図8】）。参考までに、民事第一審訴訟（過払金等以外。ただし、欠席判決で終局した事件を除く。）について、東京地裁本庁における平均審理期間と全国の平均審理期間とを同じ期間で比べてみると、労働関係訴訟と異なり、最近では、ほぼ一貫して東京地裁本庁の方が全国平均よりも長期間となっている。これは、東京地裁には、他の地裁と比較して、複雑困難な事件が多く係属しているためではないかと思われるが、東京地裁に複雑困難な事件が集まっているという点では、労働関係訴訟も同様と思われる。それにもかかわらず、労働事件専門部3か部で対応している労働関係訴訟では、平均審理期間がほぼ一貫して全国平均よりも短期間となっている。このことは、専門的処理体制によって全国平均よりも迅速な審理が実現されていることを示していると思われる。

### 5. 3. 2 原告多數

労働関係訴訟と民事第一審訴訟（過払金等以外）とで、原告の人が2人以上の事件の割合を比べてみると、労働関係訴訟の方が原告複数の事件の割合が高くなっている（【図5】）。人証調べを実施して判決で終局した事件における原告の人数別の各手続段階の平均期間の状況をみると、原告の人が多いほど、争点整理期間や人証調べ期間が長期化する傾向が一応みられる（【図6】）。

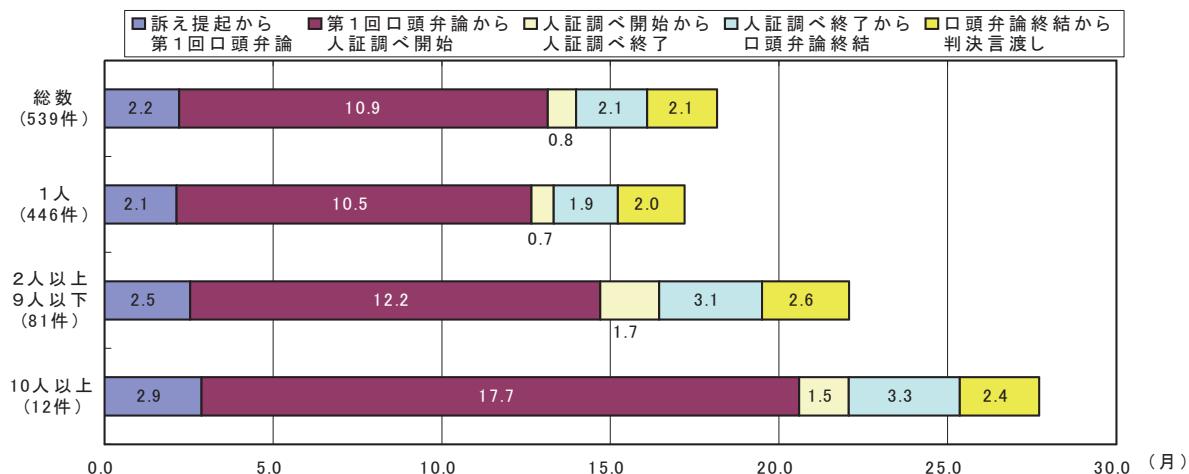
なお、原告人数別の人証調べ期間は、原告の人が2人以上9人以下の事件では1.7月となっているのに対し、原告の人が10人以上の事件では1.5月であり、後者の方が前者よりもやや短くなっているが、原告の人が10人以上の事件数は12件のみであり、個別事件の影響が大きく反映したものと考えられる。また、原告人数別の平均審理期間をみると、いずれの年度をみても、原告数が多いほど平均審理期間が長期化している（【図7】）。

【図5】原告の人数別の事件割合  
(労働関係訴訟及び民事第一審訴訟(過払金等以外))



※ 図の数値は、欠席判決を除いた数値である。

【図6】人証調べを実施して判決で終局した事件における原告の人数別の各手続段階の平均期間の状況  
(労働関係訴訟)



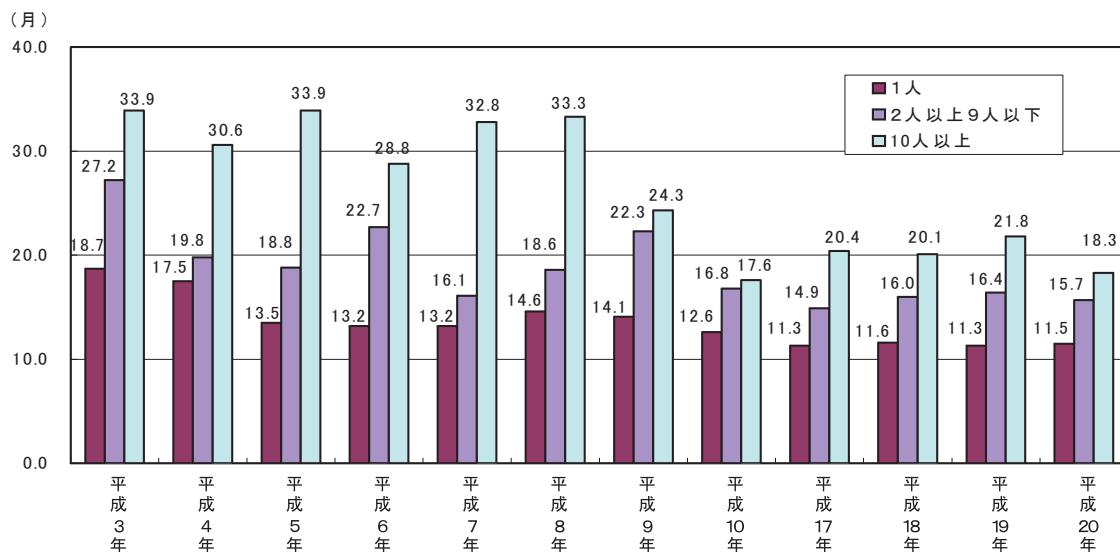
次に、労働事件専門部ヒアリングの結果によると、原告が多数の事例として、他の従業員と類似の就労状況にあったと主張して、多数の原告が時間外手当等を請求した事件、会社の業績悪化等による整理解雇事件、給与体系の見直し（成果主義賃金体制の導入、賃金額の減額等）等の就業規則の不利益変更を争う事件、多数の原告が会社の制度改革に伴う大規模な配置転換等を争う事件等が挙げられた。これらの事件では、原告に共通する事情（例えば、整理解雇事案では、人員削減の必要性等）と各原告の個別事情（原告を整理解雇の対象とした人選の合理性等）の双方が争点となることが多いため、請求や争点が多数となることが指摘されている。また、原告多數の場合、尋問される原告本人等の数が多くなるため、人証調べが長期化することも指摘されたほか、個々の事情に応じた柔軟な解決ができず、共通の解決の方向性を見いだすまでに時間を

## V 民事訴訟事件に関する分析

要する傾向にあるとか、普通解雇や時間外手当請求の事件でも、原告間での解決内容のバランスの問題から、和解が困難になることがあるという指摘があった。

このように、労働関係訴訟では、原告が多数の場合が多いことが、長期化要因の一つとなっている。

【図7】原告人数別の平均審理期間(労働関係訴訟)



※ 平成11年から平成16年3月までの数値は、算出することはできない。

### 5. 3. 3 立証の困難性

前記のとおり、立証の困難性の内容としては、長期間にわたる事実に関する客観的証拠の不存在と、証拠の偏在、不足が挙げられる。

(1) まず、証拠の偏在、不足について、労働事件専門部ヒアリングでは、タイムカードや賃金に関する記録は、ほとんどの場合使用者が保管しているところ、使用者が、訴えを提起される前から、これらの記録を労働者に交付することには抵抗が多いとの指摘があった。このような場合、労働者は、概算に基づく請求金額を記載して訴えを提起し、訴訟係属中に使用者から提出された書証を利用して、正確な請求金額を計算し直し、請求の趣旨を訂正することが少なくなく、この場合、時間外手当請求事件等のように計算に時間がかかる事案では、請求の趣旨の訂正までに1か月以上を要する事例もあるとの指摘もあった。

また、労働事件専門部ヒアリングでは、訴え提起後についても、例えば、賃金差別、男女差別、昇格差別等、他の従業員との差別が問題となる事案では、労働者が、使用者に対し、原告本人のもののみならず他の従業員の人事評定書等を提出するよう要求することが多いが、使用者は、他の従業員の人事評定書等については、個人情報に該当するとして、ほとんどの場合提出に応じないとの指摘があった。このような場合、労働者が文書提出命令を申し立てることがしばしばあるとの指摘もあり、文書の任意提出を巡るやりとりは、争点整理期間の長期化につながっている。また、結果的に文書が提出されなかつたり、提出された文書が不十分であったりする場合には、結局、人証調べによって立証せざるを得なくなる。

(2) 次に、長期間にわたる事実に関する客観的証拠の不存在について、労働事件専門部ヒアリングでは、懲戒解雇等の処分に至るまでの様々な非違行為等について、使用者が意識的に証拠化してある事案が少なく、このような場合、同僚従業員による非違行為等の目撃証言によって立証せざるを得ないとの指摘があった。

また、セクシュアル・ハラスメントを受けたことによる損害賠償請求事案では、密室における事実が問題となるため、当事者双方の供述以外に客観的証拠がないことが多い。なお、時間外手当請求事件では、そもそもタイムカードがそろっていないことがあるほか、タイムカードや営業日報が存在する場合でも、これらが労働の実態を反映していないとして争われると、やはり同僚従業員等の供述で立証せざるを得ないと指摘もあった。

このように、客観的証拠が存在しない場合や存在してもその正確性が争われる場合には、人証調べをせざるを得なくなることが多くなる。

- (3) この点につき統計データをみると、労働関係訴訟は、民事第一審訴訟（過払金等以外）と比べ、人証調べ実施率は高く、平均人証数も多い（【表8】）。

対席判決で終局した事件に限ってみても同様であり、労働関係訴訟の人証調べ実施率は82.3%，平均人証数は2.9人と、いずれも民事第一審訴訟（過払金等以外）と比べて顕著に多い数値となっている（【図9】）。人証数別にみても、労働関係訴訟は、民事第一審訴訟（過払金等以外）と比べ、人証数が2人以上の事件の割合が高い（【図10】）。

また、労働関係訴訟における人証数別平均審理期間をみると、事件数が少ない人証数8人以上の事件を除けば、おおむね、人証数が多いと平均審理期間も長くなっている（【図11】）。

以上の統計データからみると、労働関係訴訟は、民事第一審訴訟（過払金等以外）と比較して、人証調べ実施率が高く、平均人証数等も多くなっており、このことは、労働関係訴訟における立証が書証等の客観的証拠ではなく、人証に大きく依存していることを示唆している。

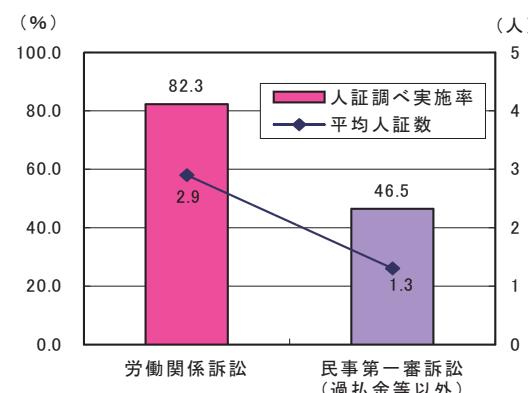
人証調べ実施率や人証数は、先に述べた争点多数や後に述べる当事者間の対立等にも影響されることから、これらのデータだけで、必ずしも客観的証拠の不存在や偏在が裏付けられるわけではないが、前記の労働事件専門部ヒアリングの結果も加えると、労働関係訴訟では、客観的証拠の不存在や証拠の偏在、不

【表8】人証調べ実施率及び平均人証数  
(労働関係訴訟及び民事第一審訴訟  
(過払金等以外))

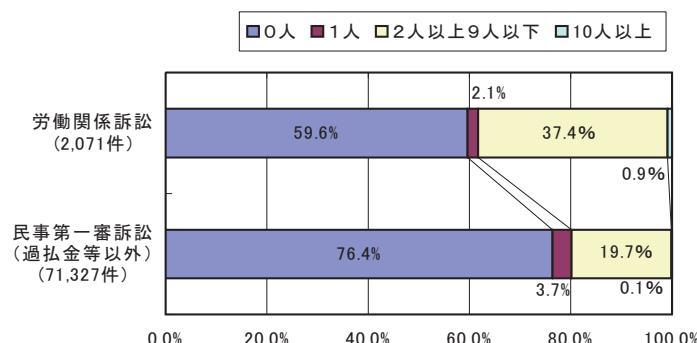
事件の種類		労働関係訴訟	民事第一審訴訟 (過払金等以外)
人証調べ	人証調べ実施率	40.4%	23.6%
	平均人証数	1.4	0.7
	平均人証数 (人証調べ実施事件)	3.4	2.8

※ 表の数値は、欠席判決を除いた数値である。

【図9】対席判決事件における人証調べ実施率及び平均人証数  
(労働関係訴訟及び民事第一審訴訟  
(過払金等以外))



【図10】人証数別の事件割合  
(労働関係訴訟及び民事第一審訴訟(過払金等以外))

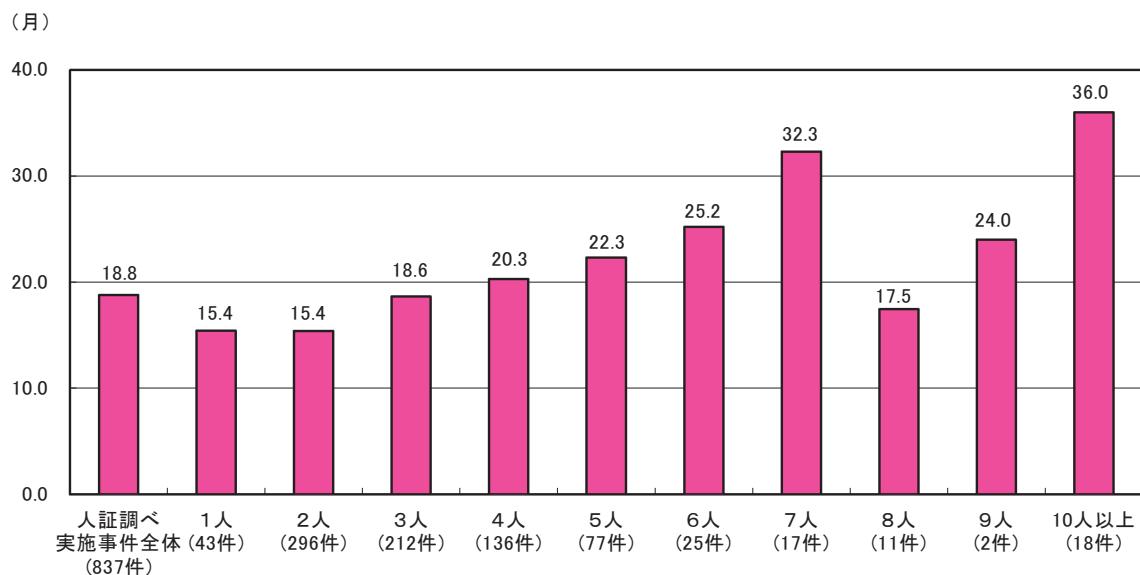


※ 図の数値は、欠席判決を除いた数値である。

## V 民事訴訟事件に関する分析

足による立証の困難性が、その長期化に影響しているといつてよいように思われる。

【図11】人証調べ実施事件における人証数別の平均審理期間(労働関係訴訟)



### 5. 3. 4 当事者間の対立

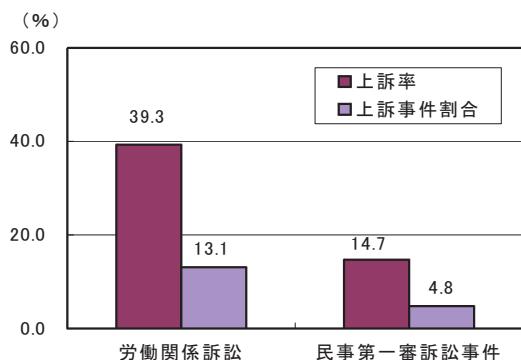
労働事件専門部ヒアリングによると、労働関係訴訟のうち特に「当事者間の対立」が激しいことが多い類型の例として、人事評価に関する訴訟（昇格差別、教員の懲戒処分等）、解雇や賃金差別の事情として不当労働行為を主張している訴訟等が挙げられている。

前記のとおり、労働関係訴訟では、労働者と使用者という当事者間の対立が激しいことから、労働者である原告にとっての裁判の目的が、当該事案の解決だけでなく、原告の名誉を回復することや使用者である被告の行為の不当性を広く社会に訴えることにある場合がある。このような場合、原告の請求が認められるために必要な事実を主張するにとどまらず、①背景事情にまで掘り下げて様々な観点から幅広く詳細に主張するため、争点整理回数等が増加する、②これについて裁判所に審理・判断を求めるため、人証調べ実施事件が増加する、③使用者の行為の不当性が認められるまで訴訟を続けるとの考えがあるため、上訴率、上訴事件割合が高い、という傾向があるのではないかと考えられる。

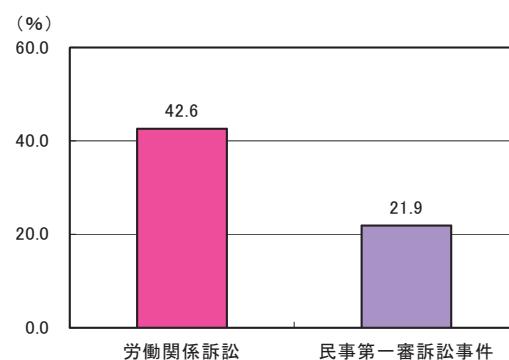
そこで、統計データをみると、労働関係訴訟の方が、民事第一審訴訟（過払金等以外）よりも、争点整理実施率が高く（前掲【図3】参照）、平均争点整理期日回数も多いこと（前掲【図4】参照）や、人証調べの実施率が高いこと（前掲【表8】、【図9】参照）は、前記のとおりである。

さらに、労働関係訴訟の方が民事第一審訴訟事件よりも上訴率及び上訴事件割合が高くなっている（【図12】），対席判決に限ってみても、労働関係訴訟の方が上訴率が高くなっている（【図13】）。したがって、統計データ上は、労働関係訴訟では、当事者間の対立が激しいことを表す数値となっているといえる。ただし、これらの各数値の高低は、前記した3つの長期化要因とも密接に関連しているため、当事者間の対立それ自身による影響を過大視することは禁物であると考えられる。

**【図12】上訴率及び上訴事件割合  
(労働関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)**



**【図13】対席判決における上訴率  
(労働関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)**



事件の種類	労働関係訴訟	民事第一審訴訟事件
事件数	2,131	192,246
うち判決	713	62,072
うち上訴	280	9,141

## 5. 4 まとめ

以上のとおり、労働関係訴訟では、①争点に対する判断の質的・量的困難性、その具体的な内容として、規範的要件の中に判断の困難なものが含まれること、規範的要件に係る評価を根拠付ける主要事実ないしその評価の障害となる主要事実として長期間にわたる多数の具体的な事実が主張されることの2点が挙げられるここと、また、②労働関係訴訟は原告が多数である事件の割合が高く、それによって、請求・争点の多数化、人証調べの長期化、柔軟な解決の困難化という具体的な長期化要因と結びつくこと、さらに、③長期間にわたる事実に関する客観的証拠の不存在や証拠の偏在、不足により、当事者の訴訟準備の困難性が増加したり、人証調べの増加に結びついたりするなど、立証が困難であることや、④当事者間の対立が長期化の一因となり得ることが長期化要因であるといえる。